

4-3 自然と共生する都市を築く

(1) 森林・農地の公益的機能の増進

■主要課題

- 本市は北遠地域など林業が盛んな地域を抱えています。しかしながら、林業従事者の減少や高齢化、輸入材との競争による木材価格の低迷などにより、林業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。その結果、森林所有者の森林への意識や林業に対する意欲が低下し、適切な管理が行き届かなくなり荒廃が進んでいる森林も見受けられます。
- 森林は木材の供給地としての役割のみならず、公益的機能としての水源かん養、山地災害の防止、地球温暖化の防止といった役割を果たしています。そのため、林業の再生に向けた振興方策を講じるとともに、森林が持つ公益的機能の増進に向けて、市のみならず市民・事業者もともに取り組んでいくことが求められています。
- 本市の農業産出額は長期的には減少傾向にあり、農家戸数や農業従事者数、経営耕地面積の減少が続いています。こうした農地の減少により環境保全機能の低下が危惧されています。
- 生産物の付加価値化にもつながる農薬や化学肥料の軽減など、「人と環境にやさしい農業」の実現に向けて、積極的な取組を講じることが必要です。

■施策

1 森林が有する水源かん養機能などの公益的機能の増進

①森林の整備・保全

- 森林資源の利活用（林業）の推進による適正な森林の整備・保全を行います。

[詳細は P58、4-1「(1)森林資源の利活用促進」に掲載]

- 公共事業などを活用し、保安林^(*)機能の向上や荒廃した森林の整備・保全を行います。

②森林づくり活動の推進

- 森林ボランティア講座の開催などにより、森林・林業体験の機会提供や市民が主体的に取り組む森林づくり活動を支援して、「緑のダム」として重要な役割を担う森林についての理解を深めます。
- 里山^(*)の竹林などの経済性を持たない森林や、生態系などの保全を図る必要がある森林などは、地域社会やNPO、事業者などの多様な主体の参加を求め森林の保全を図ります。



【森林づくり活動】

③森林に対する意識の向上

- 森林や林業に関する情報提供とともに、出前講座などによる学習機会の充実を図ります。
- 子供たちに対する森林環境教育を充実します。
- 森林や林業に対する市民意見の反映の機会をつくります。

④各種基金の活用

- 本市において創設した「森林環境基金」を活用して、森林、河川などの自然環境を守り育て、森林の有する公益的機能を維持増進するとともに、これらに寄与する林業の振興を図ります。

- 森林づくり県民税を財源にした「森の力再生事業」を積極的に実施し、荒廃森林や放任竹林を整備します。

2 農地の保全

①計画的な土地利用

- 住宅地や工場用地などの整備に際しては、農地転用許可制度^(*)の適正な運用により、計画的な土地利用の確保を図ります。
- 市街化区域内における一定規模以上の農地については、その緑地機能を評価し、生産緑地地区^(*)として指定することにより、良好な都市環境を形成します。

②耕作放棄地の発生予防

- 耕作放棄地発生を未然に防止するため、農業委員会、農業協同組合などとの連携のもと、担い手への農地の利用集積を促進します。
- 農地やその周辺的环境保全を図るため、農地・水・環境保全向上対策^(*)などにより、農家だけでなく、地域や学校、NPOなどの保全活動参加を促します。
- 生産条件が不利な中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度^(*)などの活用によって、耕作放棄地の発生を予防し、水源かん養など公益的機能の確保を図ります。

③農地の有効活用

- ほ場の大規模区画化や集団化を進めるとともに、農地の流動化を促進して、農地の有効活用、保全を進めます。
- 農地を市民農園や体験農園などにも活用し、農地の有効利用を図ります。



【市民農園（中区富塚町）】

3 環境保全型農業の普及

- 土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う農業を推進することで、持続性の高い農業生産活動に向けた取組を促進します。また、環境保全に配慮した農業生産者をエコファーマー^(*)として認定するなどの支援を行います。
- 家畜ふん尿の有効利用などによる堆肥などを活用した土づくりを進め、環境への負荷の少ない農業を推進します。
- 耕作土の流出を防止するため、傾斜地・急傾斜地園対策や植栽工の実施などを進めます。

■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成18年度 (2006年)	平成26年度 (2014年)
①森林ボランティア活動者数 森林づくりボランティアなどに参加した人数	[平成17年度実績] 7,000人	8,000人
②エコファーマー認定数（累計） 持続性の高い農業生産方式の導入計画について、市長から認定を受けた市内の農業者の認定者数	534人	800人
③市民農園数（累計） 市が認定する市民農園の箇所数	38農園	66農園

(2) 河川・湖沼・海岸の環境保全

■主要課題

- 本市は天竜川、浜名湖、佐鳴湖、遠州灘などに代表される、豊かな水辺環境を有していますが、一部、生活排水などの流入によって水質の悪化が進み、水質浄化に積極的に取り組むことが求められています。
- 昭和 30 年代頃からはじまった天竜川のダムの建設は、遠州灘に流下する土砂量を減少させ、遠州灘沿岸の砂丘侵食の一因として考えられています。そのため、海岸は越波による浸水被害が顕著となり、海岸侵食の防止が至急の課題です。
- 水辺環境は、それ自体が都市の環境のシンボルであり、また、空間は野生生物の貴重な生息地でもあります。そこで、これら水辺の環境保全を推進していくことも必要です。
- 河川・湖沼・海岸の環境保全に向けた取組は、すでに行政のみならず市民や事業者、研究者なども参画して行われるようになってきています。こうした取組をさらに発展させることが望まれます。

■施策

1 水辺の環境保全

①河川の環境保全と創出

- 「(仮称) 浜松市 川や湖を守る条例」により、良好な清流環境を保全します。
- 河川の水辺環境の保全、河畔の緑の保全、河川に生息する生物が生息しやすい空間の保全など、河川環境の保全を推進します。
- 市民・事業者が参加する「天竜川クリーン作戦」、「阿多古川クリーン作戦」などの河川の清掃活動の促進による環境改善に努めます。
- 生態系に与える影響を配慮しながら時期や手法を検討した浚渫や、清掃による河川の環境改善に努めます。
- 河川改修にあたっては、親水性、生態系の保全、美しい自然景観の創出に配慮して、自然にやさしい多自然な川づくりを進めます。
- 河川における生態系や環境の保全のため、国・県が行う事業に対して配慮を求めるとともに事業の推進に協力します。

②湖沼、湿地などの環境保全と創出

- 「(仮称) 浜松市 川や湖を守る条例」により、佐鳴湖や浜名湖などの水質改善や良好な水辺環境を保全します。
- 佐鳴湖第二期水環境改善緊急行動計画「清流ルネッサンスⅡ行動計画」に基づき、県と協力して佐鳴湖の水質改善を推進します。
- 市民・事業者が参加する「浜名湖クリーン作戦」、「佐鳴湖クリーン作戦」などの湖畔の清掃活動の促進による環境改善に努めます。
- 湖岸の整備にあたっては、自然素材の活用や生態系へ配慮した工法・技術の採用に努めます。
- 生物の貴重な生息地となっている湿地について、無秩序な開発防止や、特別緑地保全地区(*)や緑地保全地域(*)の指定などによる環境保全の推進に努めます。
- 浜名湖における藻場の保全・回復など、県が事業主体となって取り組む事業に対して協力します。

③海岸及び海浜地域の環境保全と創出

- 海岸の侵食被害から海浜を保全するための方策について、有識者や事業者などの協力を得ながら、調査・研究活動を行います。
- 「ウェルカメクリーン作戦」などの実施を目的とした「遠州灘海浜の健全な利用と自然保全対策連絡会議」の活動を推進します。
- 国・県が実施する侵食防止対策や関連するダム堆砂対策の事業、海辺生物の生息・生育環境と海水の浄化機能を確保するための干潟・藻場の保全対策、松林の保全や造成などの取組に協力します。



【ウェルカメクリーン作戦】
(中田島砂丘の清掃活動)

2 生活排水対策の推進

- 生活排水による汚濁負荷を削減するため下水道整備や合併処理浄化槽の設置を推進します。また上水道水源や閉鎖性水域に排水する地域に対しては、高度処理型合併浄化槽の設置を推進します。 [詳細は P72、4-2 「(2)水質汚濁対策の推進」2 に掲載]
- 浜名湖においては、流域の自治会や消費者団体などから生活排水対策指導員を養成し、地域に密着した生活排水対策の啓発や実践活動を推進します。

3 工場・事業所における排出水対策の推進

[詳細は P72、4-2 「(2)水質汚濁対策の推進」3 に掲載]

- 工場・事業所への排出水対策強化とあわせて、特定事業場以外の事業所の自主的な対策に対する助言・指導を行います。

4 非特定汚染源対策の推進

[詳細は P73、4-2 「(2)水質汚濁対策の推進」4 に掲載]

- 道路や農地などから流出する汚濁物質の排出抑制及び除去対策を推進します。

5 市民や各種団体との連携による活動の推進

[詳細は P73、4-2 「(2)水質汚濁対策の推進」6 に掲載]

- 市民や各種団体と連携を図りながら、河川・湖沼・海岸の清掃活動や生物保全活動、勉強会などを推進します。

■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
①佐鳴湖の COD 年間平均値 (拓希橋における測定) ※平成 26 年度の目標数値は、今後見直される予定である「清流ルネッサンス II 行動計画」にあわせ定めます。	11 mg/ℓ	[平成 23 年度目標値] 8 mg/ℓ
②佐鳴湖の透明度 ※平成 26 年度の目標数値は、今後見直される予定である「清流ルネッサンス II 行動計画」にあわせ定めます。	0.5m	[平成 23 年度目標値] 0.6m
③(仮称)浜松市 川や湖を守る条例(平成 20 年度制定)の認知度 同条例を知っていると回答した市民の割合(アンケート調査による)	平成 21 年度に実施予定のアンケート調査の結果より、現状値・目標値を定めます。	

(3) 生物多様性の維持

■主要課題

- 本市は多様な自然環境を擁することから、貴重な動植物の生息地が多数存在し、豊かな動植物相を誇っています。国や県のレッドデータに該当する生物も多数確認されていますが、一部では絶滅や減少の危機にさらされているものも少なくありません。今後はこうした動植物の生息・生育の実態やその保護対策の調査・研究を深めることが必要です。
- 私たち市民も生物種の一つです。生物の多様性は人間の生存基盤にとっても非常に重要なものであることを良く理解して、今後の都市整備・開発に際して動植物の保護対策に十分に配慮することが必要です。
- 一方、農林水産業への鳥獣被害が増加しています、また、外来生物^(*)も多数確認されており、生態系への影響が心配されています。こうした被害を及ぼす生物についても、その実態を調査・研究して、有効な防除・管理対策を講じることが求められています。

■施策

1 貴重な動植物の保護・保全

①貴重動植物に関する調査・研究

- 国・県・市の天然記念物や、レッドデータブックに記載されている貴重種^(*)の保護のための調査・研究を進めます。

②保護・保全対策の充実

- ギフチョウ、ヒヌマイトトンボ、ミカワバイケイソウ、シブカワツツジなどの貴重種の保護、生物多様性の確保を目的として、多様な生息地の保護や失われた自然環境の回復に向けた取組を展開します。



【ギフチョウ】



【ギフチョウの保護パトロール】

- 絶滅のおそれのあるアカウミガメの保護のため、アカウミガメ産卵地の監視活動の強化、海岸保全区域における車両乗り入れ規制の関係機関への働きかけを進めます。

2 水と緑のネットワーク形成

①河川・湖沼・海岸などの保全

[詳細は P81、4-3「(2) 河川・湖沼・海岸の環境保全」に掲載]

- 身近な動植物の生息・生育空間を保全・創出するため、河川、湖沼、海岸、湿地などの水辺の環境保全に取り組みます。

②自然の連続性に配慮した水と緑のネットワークの形成

- 生物の多様性の確保や生態系の回復のためには、水辺と緑は相互に密接に関係する重要な要素であることに留意し、水辺環境の保全と緑の保全・創造を一体的な取組としてとらえて、自然の連続性に配慮した水と緑のネットワークを形成します。

3 身近な動植物の保護

① 動植物に関するデータベースの作成（自然環境マップの有効活用）

- 現在の自然環境情報を調査・記録し、これらの情報をホームページで公表している自然環境マップについて、その範囲を全市域に拡大して運用します。
- 市民に対して、自然環境マップを広くPRして、より多くの自然環境情報の収集が行われるように努めます。

② 身近な緑地の保全と創出 [詳細は P85、4-3「(4)水と緑に親しむ空間の創造」2に掲載]

- 特別緑地保全地区、市民の森^(*)、生産緑地地区などの指定や、丘陵地や傾斜地、里山や農地などの保全により身近な緑地の保護・整備を推進します。

③ 緑のまちづくりの推進 [詳細は P85、4-3「(4)水と緑に親しむ空間の創造」2に掲載]

- 街路樹などの緑化や、住民参加・協力による地域の森づくり、植栽活動、緑の愛護活動などを推進します。

④ 公共空間の緑化 [詳細は P85、4-3「(4)水と緑に親しむ空間の創造」2に掲載]

- 計画的な公園・緑地の整備や、道路・河川などのオープンスペースや公共施設の緑化を推進します。

⑤ 環境影響評価条例の制定

- 事業者が事業の実施に伴い、環境保全について適切な配慮を行うことを定める環境影響評価条例の制定について検討します。

4 動植物とふれあう場づくり

① ビオトープ^(*)の整備

- 動植物とふれあう自然空間をつくるため、公園や河川などの公共施設あるいは学校敷地内・隣接地などにおいてビオトープの整備に取り組みます。

② 自然観察施設などの整備

- 浜名湖や天竜川河口にやってくる野鳥や北部森林地帯に生息する動物などを対象にした自然観察施設などの整備・充実や、その積極的な活用を図ります。



【ビオトープ(荒巻川ほたる公園)(西区桜台)】

5 被害を及ぼす生物の管理・防除

① 農林水産物などへの鳥獣被害の防止

- 特別天然記念物のカモシカによる被害については、防護柵の設置や忌避剤処理などにより被害防止対策を行うとともに、「特定鳥獣保護管理計画」に基づき計画的な個体数調整を行います。その他のニホンジカ、ニホンイノシシ、ニホンザルなどの被害対策も同様の被害防止対策を行うとともに、適正な有害鳥獣捕獲を行います。また魚類に被害を及ぼすカワウや、アサリに被害を与えているツメタガいの駆除にも取り組みます。

② 外来生物の防除及び適正管理

- 県と協力して、地域固有の生態系に大きな影響を及ぼすような外来生物の調査・研究及び防除、管理対策を進めます。
- 外来生物の適正な飼育に係る情報の普及や啓発活動の推進に努めます。また、輸入された個体などから感染するカエルツボカビ症などの病気についても適正な情報提供を行い感染防止に努めます。

■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成18年度 (2006年)	平成26年度 (2014年)
①アカウミガメのふ化率 ふ化小屋に保護した卵のふ化率 【浜松篠原海岸】	74.0% 【昭和62年～平成18年 度までのふ化率の平均】	70%程度の維持
②鳥獣保護区面積（累計） 鳥獣保護法に基づき、鳥獣の保護を図る 必要があるとして指定された地域	56,329ha	56,329ha (毎年増減があるため、これ以上 減少しないことを目標とする。)

(4) 水と緑に親しむ空間の創造

■主要課題

○自然と人間との共生を実現し、市民が豊かな生活環境を創造するためには、市民が水辺や緑といった自然環境と親しみ、理解を深めることが不可欠です。市民の意向調査によると、居住地周辺の水辺や緑とのふれあいについての満足度は決して高くないことから、市民が日常的に水辺や緑と親しむ空間をさらに創出していくことが求められています。

■施策

1 親しみやすい水辺づくり

①水辺の親水機能の整備

- 河川の水質浄化対策や水量確保対策を推進します。
- 身近などころにある小河川や池沼などの整備にあたっては、緩傾斜護岸や親水性護岸などにより、市民が水と親しむことのできる機能整備に努めます。
- 整備にあたっては、その場を利用する市民との意見交換を行い、市民との協働による親しみやすい水辺づくりに努めます。

②市街地における親水空間の創出

- 都市部の市街地における親水空間を確保するため、公園や緑地、公共施設用地などにおいて、池、噴水、ビオトープなどの設置を促進します。

2 身近な緑の保全と創出

①身近な緑や農地などの保全

- 特別緑地保全地区や緑地保全地域、市民の森、保存樹木・樹林^(*)、生産緑地地区の指定により、身近な生活圏にある豊かな緑の保全を進めます。
- 人と動植物が共生できる環境を保全していくため、丘陵地や傾斜地などの自然植生の保全に取り組みます。
- 緑地機能を維持する貴重な生産緑地である水田などの農地や里山の保全を図ります。



【特別緑地保全地区（椎ノ木谷）の
緑地保全活動（中区富塚町）】



【蒲神明宮の保存樹林（東区神立町）】

②緑のまちづくりの推進

- 街路樹の植栽や住宅地における緑化を推進します。緑化の推進にあたっては、地域の特性を考慮するとともに、地元の意見を聞き樹種を決めていきます。また、街路樹などの病虫害防除にあたっては、周辺環境に配慮し、適正な薬剤使用に努めます。
- 公共広場などの緑化を図るため、地域住民の参加・協力を得ながら、地域の森づくりや植樹活動、緑の愛護活動などを推進します。
- 宅地開発や区画整理において、緑地保全や緑化推進を目的とした緑地協定^(*)を結び、緑の創出を図ります。
- 都市部においては、道路沿い民有地の緑化や屋上緑化を推進します。また、公園や河川などの既存の緑を街路樹のある道路で結ぶなどして、生物の移動ルートに配慮した水と緑のネットワークづくりを行うことにより、市民の憩いの地、自然と親しむ場づくりを推進します。

③公共空間の緑化

- 「浜松市都市計画基本方針」、「浜松市緑の基本計画」などの計画に沿って、計画的な公園・緑地の整備を進めます。
- 道路・河川などのオープンスペースや公共施設の緑化を推進します。

④開発による緑の保全・創出

- 住宅団地や工業団地などの開発行為においては、緑の確保に留意し、計画的な土地利用を図ります。
- 良好な風致景観を有している地区について風致地区^(*)の指定に取り組むことで、開発や都市化に対し風致の維持を図ります。

3 自然とふれあう場と機会の確保

①自然とふれあう施設などの整備

- 市民が森林、里山などの緑にふれあうことのできる施設として、ふれあいの森、トレッキングルートなど、森林レクリエーションの拠点整備を進めます。
- 市民が農業を体験できる市民農園などの設置を促進します。
- 水辺の環境保全との共存を図り河川、湖沼、海浜を活用した親水施設の整備を進めます。

②自然とふれあう機会の提供

- 森林観察、農林業体験、自然学習などのプログラムを用意し、豊かな自然環境を活かしたグリーン・ツーリズム^(*)、エコツーリズム^(*)などの体験・学習型のレクリエーション振興を推進します。
- 豊かな自然環境を活用し、訪れる人々のニーズに則したプログラムを創出して、本市全体を自然満喫型観光のフィールドとするエコミュージアム^(*)づくりを推進します。



【カヌー教室（天竜川）】



【農業体験（芋掘り）】

■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 18 年度 (2006 年)	平成 26 年度 (2014 年)
①水辺の交流拠点整備箇所数（累計） 水辺の交流拠点として、生態系に配慮した散策路や河川敷を利用した公園・緑地などの整備数	7ヶ所	9ヶ所
②市民の森指定面積率（累計） 市民の森候補面積（約 52.5ha）に対する市民の森指定面積の割合	62.4% (10 地区)	65%
③保存樹木・樹林指定数（累計）	保存樹木 66 本 樹林指定数 71ヶ所	保存樹木 73 本 樹林指定数 74ヶ所
④街路樹の本数（累計）	高木 45,000 本	高木 47,000 本
⑤市民 1 人当たりの公園面積（累計）	7.82 m ²	8.58 m ²
⑥浜名湖地域における観光交流客数	[平成 17 年度実績] 514 万人	670 万人

（5）景観の保全と創造

■主要課題

【都市景観】

○良好な都市景観の形成を図るため、それぞれの地域が持つ個性を活かし、地域住民の意向を反映させながら、美しいまち並みと緑豊かな生活空間の創造に取り組む必要があります。

【自然景観】

○豊かな自然環境に恵まれた本市は、魅力的な自然景観の素材に恵まれており、これらを次世代に継承していくことが求められています。

○農林業の営みの中で維持されてきた農山村の景観や、美林などの自然景観を維持するために、市民とともに協力して保全活動を行う必要があります。

■ 施策

1 総合的な景観行政の推進

- 市・市民・事業者の共通の目標・方針・指針となる「浜松市景観形成基本計画」に沿って、総合的な景観行政の推進を図ります。
- 「景観法」に基づく施策のほか景観形成に係る施策を「浜松市景観条例」に位置づけ、各地域の自然的条件や社会的条件に応じた景観行政を推進します。

2 魅力的な都市景観の形成

① 中心市街地の景観形成

- JR 浜松駅周辺の都心市街地においては、風格のあるランドマーク（目印・象徴）、心地よいスカイラインの形成に努めます。
- 広域交流圏の拠点市街地にふさわしい、風格と魅力のあるまち並み景観の形成に配慮します。

② 市街地景観の形成

- 浜松の顔となっている多くの事業所の景観は、本市の特徴を表すものであり、地域の景観と調和した魅力的な景観形成に配慮します。
- 既存の市街地にあっては、それぞれの地域の個性や、活力と魅力が感じられる市街地景観の形成に配慮します。
- 建築物や屋外広告物などの色彩や意匠は、まち並みとの調和に努めるほか、街の中心部や商店街では、花による演出や光害とならないライトアップなどの修景により、個性的でにぎわいが感じられる景観づくりを促進します。
- 歩行者が利用する公共空間においては、歩道の拡幅、段差の解消、電柱や電線の地中化といったユニバーサルデザイン^(*)化などを推進することで、歩きやすさや心地よさとともに、楽しみが多く魅力を感じる歩行者空間の形成を進めます。
- それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを進める地区計画^(*)などにより住宅地などの景観形成を推進します。



【市街地のまち並み景観】

③ うるおいのある都市景観の創造

[詳細は P85、4-3「(4) 水と緑に親しむ空間の創造」に掲載]

- 親しみやすい水辺づくりや身近な緑地の保全、緑のまちづくりの推進、公共空間の緑化などに取り組み、魅力ある緑地空間を創造するとともに、水辺環境の保全や水辺空間の整備などにより、うるおいのある都市景観を創造します。

3 美しい自然景観の保全と創造

① 河川・湖沼・海岸などの保全

- 身近な動植物の生息・生育空間を保全・創造するため、河川、湖沼、海岸、湿地などの水辺の環境保全に取り組みます。
- 浜名湖における良好な景観を保全するため係留基盤施設を整備し、放置艇の適正な係留・保管を推進します。



【船明ダムの夕暮れの景観】

②美しい水辺空間の創造

- 豊かな水辺の空間を、より魅力的な景観となるように、レクリエーションの場として活用するなどして、美しい水辺空間を創造します。

③森林景観の保全と活用

- 魅力的な環境や景観として、森林や里山などの美しい景観を保全し、市民が自然とふれあう空間として有効に活用します。

④ふるさとの美しい景観の保全

- 里山や屋敷林・社寺林、水車、棚田、石積みの水路など、ふるさとの美しい景観について、これらを守り育てる活動を推進します。

4 市民・事業者の合意・協力に基づく事業の推進

- 市民・事業者自らが地域の景観形成のルールづくりを行うような取組や、そのための協議活動を支援します。
- 法令や条例に基づく景観誘導方策についての市民・事業者の理解を促すため、PR活動や啓発活動を進めます。
- こうした取組を通じて、市民・事業者の合意と協力に基づいた景観行政の推進を目指します。

■環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成18年度 (2006年)	平成26年度 (2014年)
①景観に関する啓発事業の進捗率 (累計) 市内にある主な集会施設数に対する景観 出前講座開設数の割合	0%	100%

(6) 歴史的・文化的遺産の保全と活用

■主要課題

- 古くから東西交通の要衝であった本市は、数々の歴史の舞台となり、歴史的・文化的な遺産が数多く残されています。
- 本市は、三遠南信文化圏の一角として、国の重要無形文化財である「西浦田楽」、「懐山のおくない」、「寺野・川名のひよんどり」をはじめとした数多くの伝統芸能を有しています。また、先端産業都市としての性格を活かした「ものづくりのまち」や、楽器の生産地を活かした「音楽のまち」などの個性ある都市づくりにも取り組み、文化政策や国際交流を積極的に展開してきました。
- 各地区固有の歴史的・文化的遺産は、本市の個性を演出する上でかけがえのない資産であり、今後の都市政策を推進していく上で、これらを保全するとともに有効に活用していくことが求められています。

■ 施策

1 文化財保護の推進

①文化財の指定

- 文化財の調査を進め、指定基準に沿った文化財の指定を推進します。

②文化財の保護・保全

- 「文化財保護法」などに基づき、事業者の開発行為に対する指導を徹底します。
- 指定された文化財の現状調査、維持管理の徹底などを進めます。
- ホームページなどを活用して、文化財の情報提供を図り、市民の理解を深めます。

③地域の伝統芸能の継承

- 各地域に伝承されている伝統芸能（無形民俗文化財）は、地域のつながりや人を育てる文化であることを再認識し、自治会や保存会などとの連携を密にして、子どもたちが地域とその伝統芸能を大切にする心を育て受け継ぐように支援します。

2 歴史的・文化的遺産の活用

- 文化財や歴史的なまち並み、美しいふるさとの風景など、歴史的・文化遺産を活用した周遊ルートなどを整備します。またツアー・プログラムとして提供するなどして、地域の歴史や伝統にふれ、学習し交流する機会を提供します。



【個人所有の指定文化財の調査】



【伝統芸能に取り組む少女】

■ 環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成18年度 (2006年)	平成26年度 (2014年)
①文化財指定・登録・選定件数（累計） 文化財保護法などに基づいて指定された市内の文化財の総数（国・県・市指定文化財）	425 件	445 件
②文化財に関する学習会・交流会参加者数 ・親子ウミガメ教室（生涯学習課） ・ふるさと博物館（博物館） ・博物館講座（博物館） ・市民学芸員（博物館） ・出前講座など（博物館）	1,423 人	1,700 人